

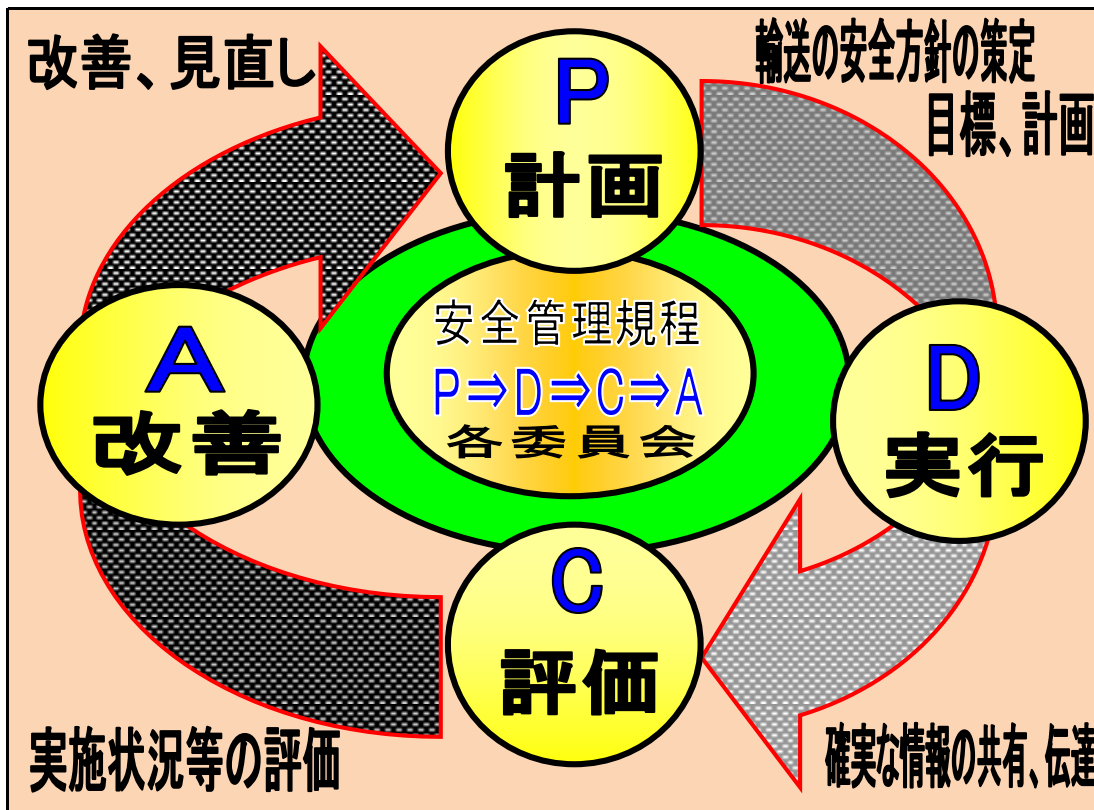
2020年度運輸安全マネジメントに関する取組み

* 安全にかかわる情報の公開について *

平成18年10月から【安全マネジメント】の導入により、絶えず輸送の安全性を確保するために守るべき事項を定めた「弘南バス自動車事業安全管理規程(以下、「安全管理規程」という。)」を制定いたしました。

この安全管理規定に基づき、輸送の安全に関する計画の策定(Plan),実行(Do),評価(Check),改善(Act)を確実に実行し、見直し、安全の向上に努めます。

また、安全管理規程第17条及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、輸送の安全に関する情報を公表いたします。



企業理念

安全輸送最優先
必要利益の確保
思いやりと厳しさ

2020年度 経営方針

100年続く会社を目指そう

(あと、21年)

そのために
健康第一で『安心・安全』に努め
地域に愛される会社となる

仕事をする上での心構えとして

- **事故0を目指す**
常にルールを守り防衛運転に徹し、
確認につぐ確認で事故防止
- **良い仕事をするため**
日々適度な運動と食事管理を徹底し、
健康体で仕事に取り組む
- **日頃の心構え**
笑顔を絶やさず、
「ワンチーム」で難局を乗り越えよう

決まりを守る

1. 運転中シートベルトは必ず着用すること
2. 乗務中は常に着帽すること
3. 停留所付近で待合客がいる場合は必ず停車し、自分で判断せず、必ずお客様に確認すること
また、乗降客が無く停留所を通過する場合も、徐行すること
4. バス車内においては、絶対に喫煙やポイ捨てはしないこと
5. 乗務中は法令速度を遵守すること
6. 交差点の右左折時には一旦停止し、歩行者・自転車・バイク等の有無を確認してから走行すること
7. 金銭の取扱いについては慎重をきし、疑わしい行為はしないこと
8. 決められた運行経路は、必ず終点まで運行すること
9. 運行中の携帯電話の操作は緊急業務以外は厳禁とする
10. 報告・連絡・相談は正確に素早く、特に最初の情報が一番大切である

平成 29 年 4 月 1 日

乗合部長・人事部長

2020年度取り組みについて

事故防止	路上全般	十分な車間距離をとり、余裕のある運転を実施する
		停留所発進時、車両周囲確認後の発車の徹底
		冬期間の乗降客の安全確保に努める
		高齢者、子供の危険特性を理解し、事故防止に努める
		大型車の車両構造の特性を理解し、巻き込み事故等を防ぐ
		自転車、歩行者の付近を通過する際は間隔を多くとり、接触事故を防ぐ
		狭い道で、他車と交差する際は無理な行動をしない
		お客様乗降時の安全確認を徹底し、人身事故防止に努める
		デジタルタコグラフデータを分析し、スピード管理、エコ運転の指導実施
		お客様に不安を与えるような急の付く運転をしない
事故防止	車内事故防止	道路状況を把握し、安全な速度での運行
		サービスエリア休憩後の乗車人員確認を徹底し、乗残し防止
		マイクを活用し、着席案内等で車内事故防止
事故防止	構内事故防止	お客様の着席確認後の出発の徹底
		終点後の車内確認の徹底
		ワンマン運行時、確認のため、下車確認を実施し、後退事故防止に努める
車両管理	車両美化	二人乗務の場合は必ず、一人がバック誘導を実施し、事故防止に努める
		車内掲示物は掲示期限を守り、きれいな車内空間にする
		板金塗装を定期的実施し、腐食のない車両にする
車両管理	路上故障防止	過去のデータを基に定期点検整備等を実施し、故障防止に努める
		走行キロに応じ、タイヤローテーションを実施する
		トラブルに対する車両知識の向上と対処
教育関連	人材育成	研修等により、乗務員、事務員ともに意識向上、技術向上をする
		研修コース等を使用し、乗務員の運転技術向上教育を実施する
		添乗指導を実施し、接客向上、運転技術向上を目指す
運行管理	適正運行、厳正な点呼	指示書、行路カードの確認を徹底し、早発、遅発を防止する
		運行中の携帯電話管理を確実にし、使用させない環境を構築する
		決まりを守ることを徹底していくため、管理職より、全乗務員に手紙配布
		管理職による、早朝点呼の立会実施
		運行管理者による厳正な点呼により、事故防止等に努める

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

特別施策

1. 社長は年4回以上営業所を巡回し、乗務員に輸送の安全の確保の重要性を訴える。
2. 安全統括管理者(乗合部長)は年8回以上営業所を巡回し、事故防止に向けて具体的に取り組む。
3. 乗務員は毎日の点呼時に「今日一日事故は起こしません」と点呼執行者と必ず唱和する。
4. 整備員は1ヶ月、3ヶ月点検を確実に実施し、事故防止、車両故障防止に努める。
5. 事故はお客様に多大な損害とご迷惑をかけることを強く自覚する。
6. 事故発生時は、速やかに報告し、関係者はその処理にあたる。

2. 輸送の安全に関する目標(2019年度)

- ・ 2019年度は重大事故、健康起因、車両故障において目標達成するに至りませんでした。

該 当 事 項	2020年度目標	結果
重大事故(自動車事故報告規則第2条3号に該当するもの)	0 件	2 件
健康起因(自動車事故報告規則第2条9号に該当するもの)	0 件	2 件
車両故障(自動車事故報告規則第2条11号に該当するもの)	0 件	5 件

2020年度目標

- (1) 事故目標ゼロ
 - ・ 重大な運転事故 0 件 を目標とする
 - ・ 健康起因 0 件 を目標とする
 - ・ 車両故障 0 件 を目標とする
- (2) 厳正な点呼の実施及び宿泊地での飲酒厳禁(アルコールチェッカー使用)での飲酒運転根絶
- (3) 輸送の安全に関する情報収集と共有化(ヒヤリハット報告)
- (4) 輸送の安全に関する設備投資
 - ①乗務員教育関係 ②車両関係(ASV装着車両への更新)
- (5) 整備データを基に定期整備を実施し、路上故障予防に努める。

3. 自動車事故報告規則2条に規定する事故に関する統計(2019年度)

第2条第3号に該当するもの	2 件
第2条第9号に該当するもの	2 件
第2条第11号に該当するもの	5 件

4. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 安全輸送最優先の徹底と法令遵守。
- (2) 安全設備投資を積極的かつ効率的に行う。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査の実施と是正、予防措置。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制の確立と情報の共有化。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画の策定と的確な実施。
- (6) 会社全体が一丸となつての「安全風土」づくりと安全意識の向上。

5. 輸送の安全に関する計画

- (1) 安全輸送最優先という意識の徹底と法令遵守。
 - ・ 決まりを守れる集団となり、法令、規程、あらゆる規則の遵守及び安全方針の周知徹底する。
- (2) 社内体制の強化
 - ・ 運輸安全マネジメント内部監査規程を設け、内部監査委員を選任し運輸安全マネジメント内部監査を実施し、重点施策等の進捗状況をチェックし問題点の改善をする。
- (3) 情報の伝達及び共有
 - ・ 社長、安全統括管理者等管理部門が各営業所を巡回し、コミュニケーションを図り情報の吸い上げと共に全従業員に安全意識及び安全風土を高める。
 - ・ 事故発生時は速やかに正確な情報伝達のレベルアップを図るため、研修等を実施していく。
 - ・ また、ヒヤリハット報告により情報を共有化し事故防止に役立てる。
- (4) 事故防止への取組みと安全教育の徹底
 - ・ 実技研修コース、研修センターを利用して乗務員の安全教育及び実技研修の計画に基づいて実施し、安全意識向上と運転技術向上に努める。
 - ・ 管理者に対しては、適性診断指導要領の教育を実施し、レベルアップを図る。
 - ・ なぜなぜ分析を活用することで原因と防止策を解明し、事故防止に努めていく。
 - ・ 研修センターでの危険予知トレーニングや他社の事故事例等、情報を共有化し事故防止に努める。
 - ・ デジタルタコグラフの活用での、法定速度の遵守と省エネ運転による安全運行の徹底。
 - ・ ドライブレコーダーを活用し、事故要因の分析及び再発防止の取組の徹底。
- (5) その他
 - ・ 管理者による立会い点呼や、添乗指導結果での重点指導を必要者に対する特別研修等により輸送の安全に努める。

6. 輸送の安全に関する予算等実績額

項 目	金額(千円)
安全輸送に関する設備費(車両購入、タイヤ、ホイール等含む)	237,164,284
乗務員、運行管理者教育指導及び健康管理に関する費用	7,380
合計	237,171,664

※ 補助金使用含む

7. 事故、災害等に関する報告連絡体制

- ・ 輸送の安全に係る情報の伝達体制
【別紙-1】参照
- ・ 事故、災害等発生時の報告連絡体制
【別紙-2】参照

8. 安全統括管理者に係る情報

- ・ 氏名 生田 康征
- ・ 役職 取締役乗合部長

- ・ 期間 平成27年2月20日～

9. 安全管理規定

【別紙-3】参照

10. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、計画

運行管理者及び整備管理者への研修

- ・ 運行管理者一般講習
- ・ 運行管理者基礎講習
- ・ 運輸安全マネジメント講習
- ・ 運行管理者、補助者研修
- ・ 整備管理者研修
- ・ 整備管理者選任前研修

乗務員への研修

- ・ 適性診断(一般、初任、特定、適齢)
- ・ 外部講師を依頼し、事故防止、接遇向上研修
- ・ 国土交通省告示に基づいた教育
- ・ 初任運転士研修
- ・ ドライブレコーダーを活用した事故惹起者運転士面談指導
- ・ チェーン着脱研修
- ・ 高速道路停車時対応研修
- ・ 車椅子乗車研修

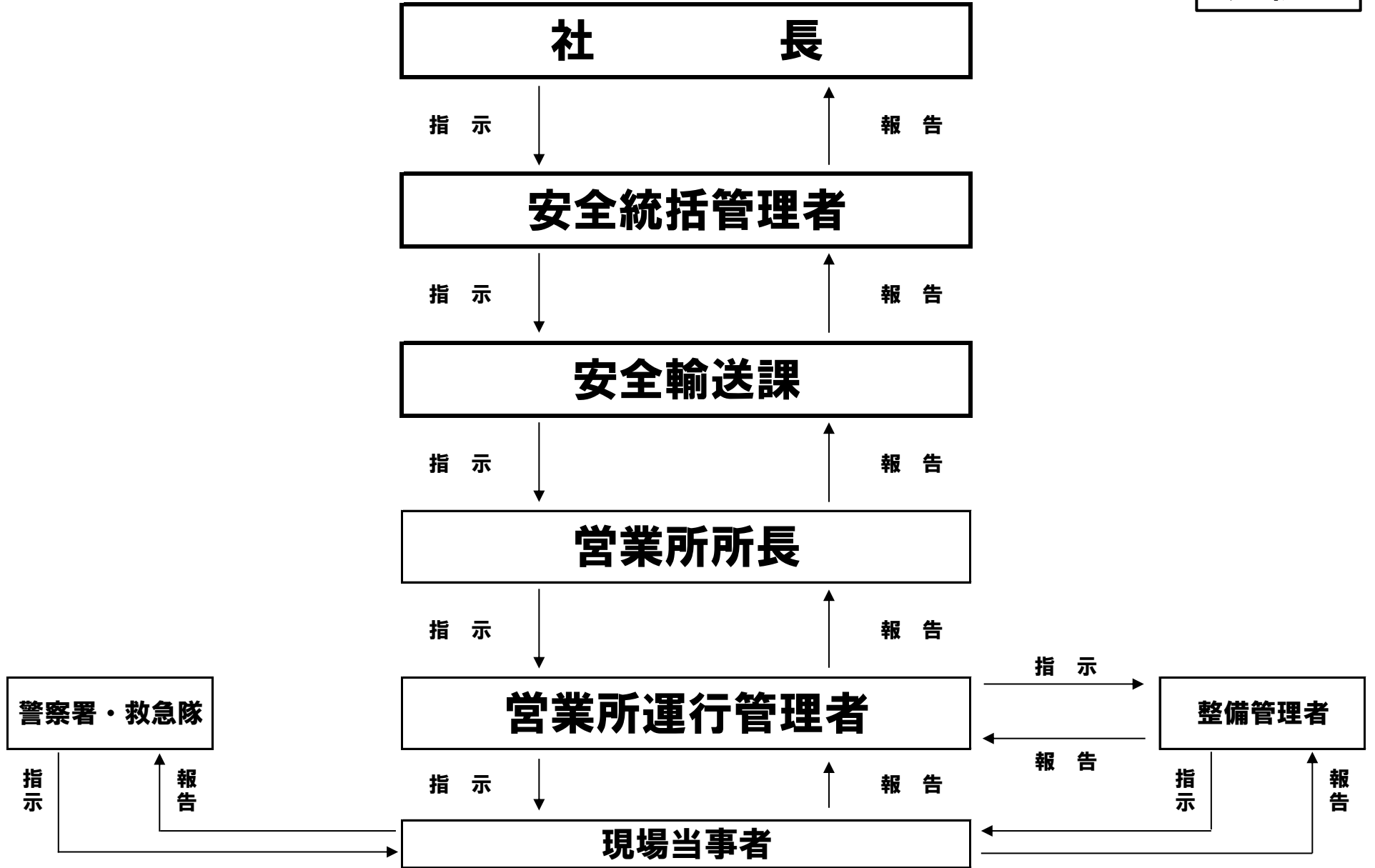
11. 輸送の安全に係る内部監査の結果及びそれを踏まえた措置内容

- ・ 安全管理規定に基づき、全営業所の内部監査を実施し、経営トップへの報告会も開催しております。

12. 監査に関する情報

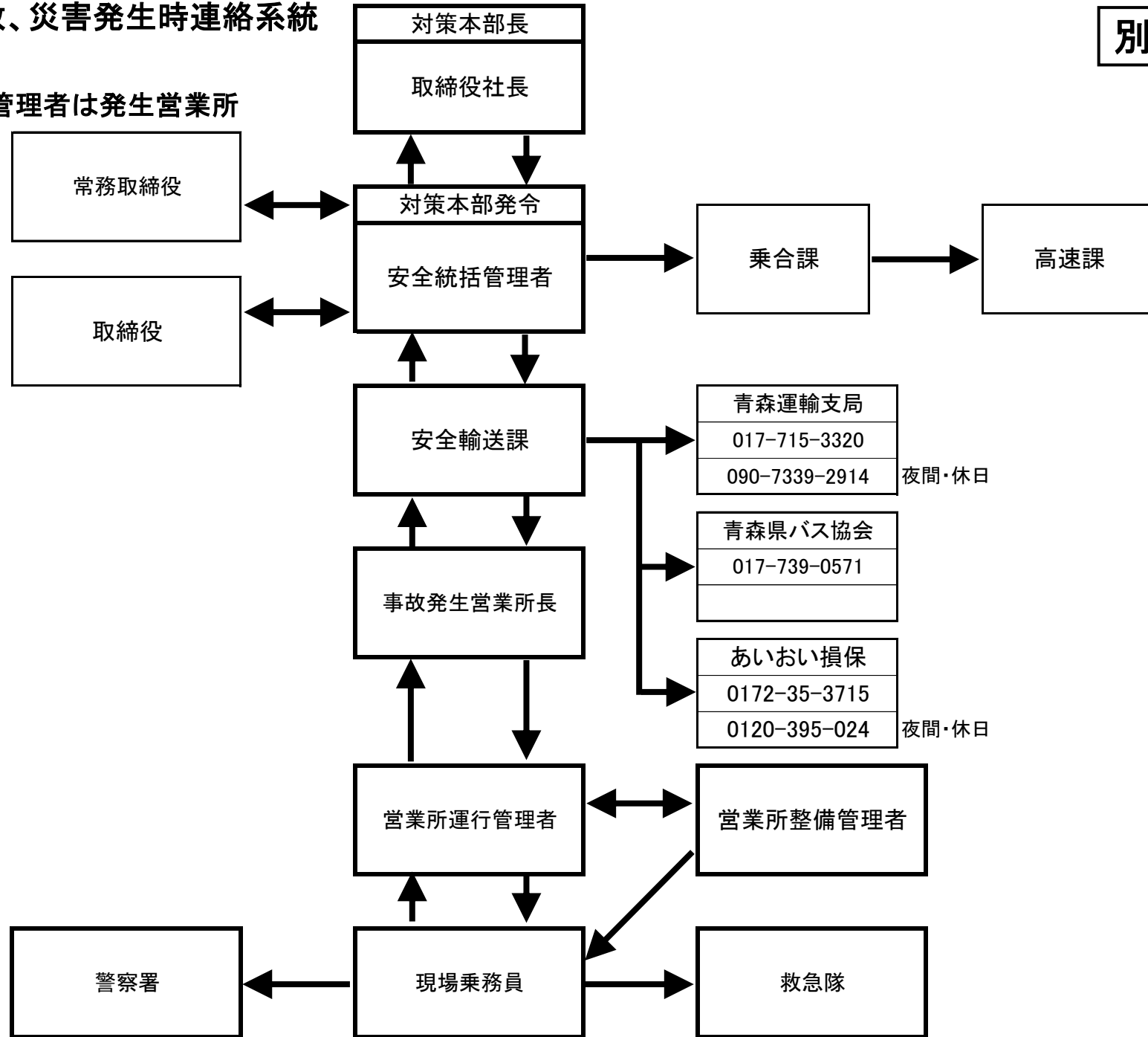
- ・ なし

輸送の安全に係る情報の伝達体制



重大事故、災害発生時連絡系統

※整備管理者は発生営業所



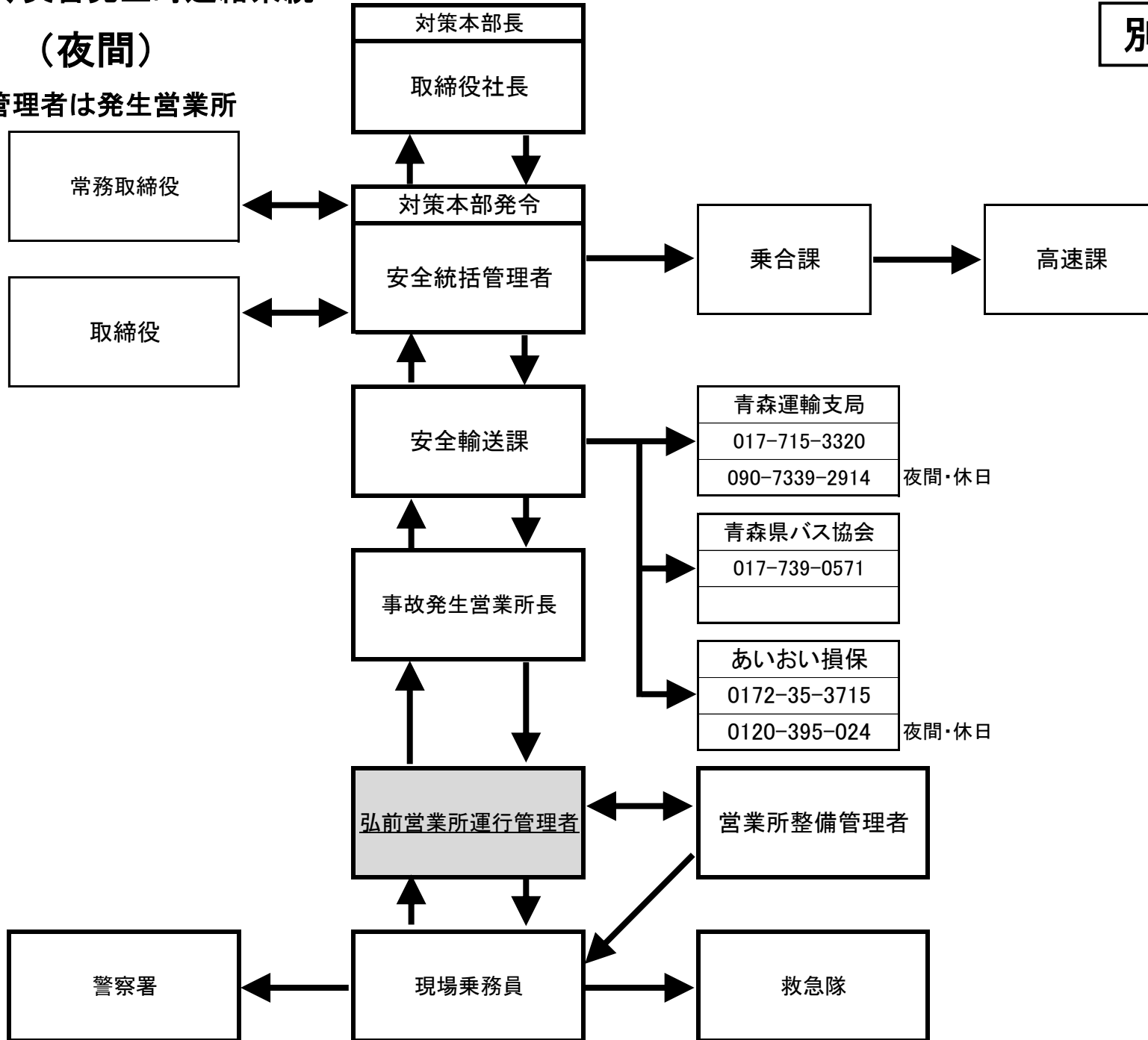
重大事故、災害発生時連絡系統

2020/4/1

別紙2-2

(夜間)

※整備管理者は発生営業所



弘南バス株式会社 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第1項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係わる業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 2 管理の受委託の実施にあたっては、委託者及び受託者は相互に協力、連携して、一丸となって輸送の安全の向上に努める。

- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 統括所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内副所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 副所長は、統括所長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部所等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)(以下「報告規則」という)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改

善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

付則

1. 本規程は平成18年12月20日より制定実施
改定 平成21年4月1日

チェーン取付講習



社内研修



車椅子取り扱い研修①



車椅子取り扱い研修②

